

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年 12 月 13 日

鳥羽市監査委員 村 林 守

鳥羽市監査委員 奥 村 敦

記

〔 保 育 所 定 期 監 査 〕

1. 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

(2) 監査の対象

平成 30 年度及び令和元年 4 月から 8 月までの保育所における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(3) 監査の実施期日

年 月 日	対 象 箇 所
R1. 9. 25～ R1. 10. 2	全保育所（書面審査）
R1. 10. 4	かがみうら保育所
R1. 10. 9	答志保育所
R1. 10. 15	あおぞら保育所、安楽島保育所、船津保育所

(4) 監査結果の講評日

令和元年 12 月 5 日

2. 監査の主眼及び方法

各保育所における運営管理、人事管理、会計管理、財産管理が適正に行われているかを監査した。

なお、監査の実施にあたっては、あらかじめすべての監査対象機関に調書の提出を求め書類審査を行うとともに、任意に実地監査対象を抽出し、関係諸帳簿、書類等の確認、疑義等のある事項について関係職員の説明を受けた。

3. 監査の結果

各保育所における運営管理、人事管理、会計管理、財産管理は一部の事務について適正を欠く事務が見られたものの、総体としては概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上の軽微な誤謬については、その都度改善を要請し記載を省略した。

以下の事項を監査結果として報告する。

1 指摘事項

(1) 服務事務について〔注意事項〕

臨時・嘱託職員の年次有給休暇について、繰越日数を誤っていたり、誤認識により、付与日数を誤っているものがあつた。適正な事務処理となるよう注意されたい。

2 所 見

(1) 施設の維持管理について〔努力・要望事項〕

設置から相当年数を経過した建物の中には、雨もりなどの緊急修繕は適切に行われているものの、施設内の老朽化の箇所が見受けられる。引き続き施設等の安全点検を行い、児童の安全な保育環境の充実に努める必要がある。中長期的な計画をもって適時適切に改修・修繕が行われるよう要望する。

[学 校 定 期 監 査]

1. 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査

(2) 監査の対象

平成 30 年度及び令和元年 4 月から 8 月までの小・中学校、幼稚園における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(3) 監査の実施期日

年 月 日	対 象 箇 所
R1. 9. 25～ R1. 10. 2	全小・中学校、幼稚園（書面審査）
R1. 10. 3	安楽島小学校、かもめ幼稚園、鳥羽小学校
R1. 10. 4	加茂中学校、鏡浦小学校
R1. 10. 7	加茂小学校、鳥羽東中学校
R1. 10. 9	答志小学校、答志中学校

(4) 監査結果の講評日

令和元年 12 月 5 日

2. 監査の主眼及び方法

各学校における運営管理、人事管理、会計管理、財産管理が適正に行われているかを監査した。

なお、監査の実施にあたっては、あらかじめすべての監査対象機関に調書の提出を求め書類審査を行うとともに、任意に実地監査対象を抽出し、関係諸帳簿、書類等の確認、疑義等のある事項について関係職員の説明を受けた。

3. 監査の結果

各学校における運営管理、人事管理、会計管理、財産管理は一部の事務について適正を欠く事務が見られたものの、総体としては概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上の軽微な誤謬については、その都度改善を要請し記載を省略した。

以下の事項を監査結果として報告する。

- 1 指摘事項 特になし

2 所 見

(1) 学校体育施設の開放について〔検討事項〕

鳥羽市学校体育施設の開放に関する規則に基づき、市民が日常生活の中で自発的、自主的にスポーツに親しむことができるよう、学校体育施設が住民に開放されており、同規則においては、開放校ごとに設置された学校体育施設開放運営委員会が、利用する団体の登録、許可、取消、開放日程の調整、庶務及び会計等の任務に当たると定められている。学校施設開放に係る諸手続や利用料金の取扱、委員会文書の保管方法など、学校によって取扱が大きく異なっている状況が見受けられた。各地域によっての実情に合わせながらも、基本的な手続、取扱については統一を図るよう検討されたい。

(2) 危機管理体制の確保について〔努力・要望事項〕

災害（火災・地震・風水害）・感染症・不審者対策等については、各学校において危機管理対応マニュアルが作成され適切に対応されていた。なかでも災害対策において、児童自らが準備した個人用備蓄品を入れた持ち出しバッグを備えている学校や、不審者対策において、入校を許可した者に名札の着用を義務付け、管理を徹底している学校もあった。しかし、それぞれの学校での工夫が共有されていないように見受けられたので、進んだ取組が他の学校にも普及するよう要望する。